

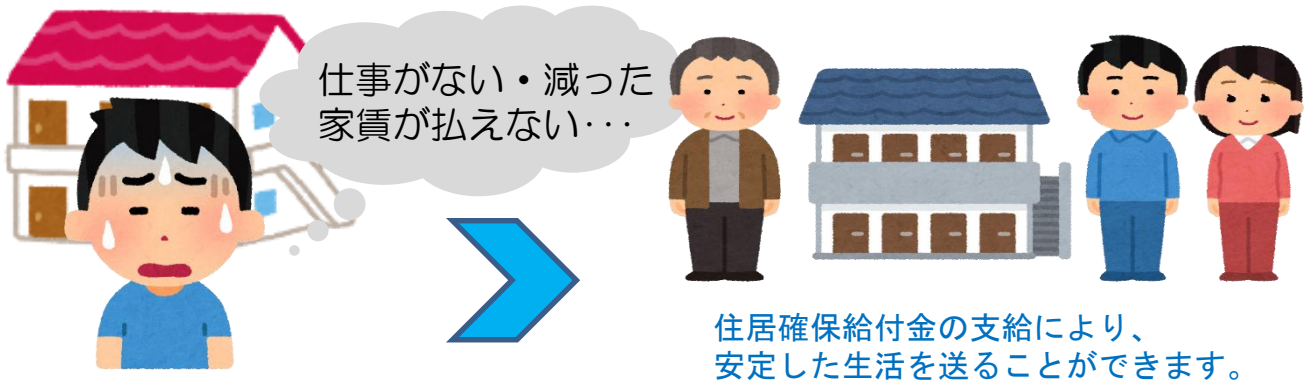
# 住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました！

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者：離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降、離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## ○ 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※北本市の場合 （単位：円）	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>78,000</td><td>115,000</td><td>140,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>37,000</td><td>44,000</td><td>48,000</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）	78,000	115,000	140,000	支給家賃額（上限額）	37,000	44,000	48,000
		単身世帯	2人世帯	3人世帯									
収入基準額（月額）	78,000	115,000	140,000										
支給家賃額（上限額）	37,000	44,000	48,000										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>												

すべての項目にチェック✓が付いた方については住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、下記にご相談ください。

現在、申請窓口が大変混雑しております。事前にご連絡いただいたうえでお願いいたします。

### <お問合せ>

北本市福祉部福祉課 生活困窮者相談窓口

電話 048-594-5536 FAX 048-593-2862

住所 〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地